

資格期間が10年以上となれば、年金を受け取れます！

資格期間が10年未満の方に対し、日本年金機構から、「年金加入期間の確認のお知らせ(案内)」を送付しています。お手元に届いたら必ずご確認ください。

■「資格期間」とは■

◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間

◎サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)

◎年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間(「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間)

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

これまで資格期間は25年必要でしたが、平成29年8月から、10年(120月)以上あると年金を受け取ることができるようになりました。



注 年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。(10年間の納付では、受け取る年金額は概ねその4分の1になります。)

◆ご不明な点は、お近くの年金事務所または、ねんきんダイヤルへお問い合わせください。

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎0859・34・6111

ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

(IP電話でかける場合は)

03・6700・1165)

平成30年度 固定資産税の縦覧・閲覧

平成30年度の固定資産税の縦覧(閲覧)期間は次のとおりです。固定資産税の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができる制度です。

縦覧

◆期間 4月2日～5月31日(土・日・祝は除く)

◆場所 税務課

◆縦覧できる方

土地または家屋を所有する納税者(課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません。)

※土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。

※納税管理人、同世帯の方も縦覧できます。

◆縦覧できる内容

○土地・所在、地番、地目、地積、価格

○家屋・所在、家屋番号、種類、

構造、床面積、価格
※所有者・課税標準額は記載されません。

◆縦覧に必要なもの

本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)

◆手数料 無料

◆その他 縦覧帳簿のコピーはできません。

閲覧

◆期間 閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。

◆場所 税務課、各支所総合窓口

◆閲覧できる方

納税義務者、納税管理人、同世帯の方

◆閲覧に必要なもの 本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)

◆手数料 縦覧期間中は閲覧料は無料

◆その他 名寄帳のコピーは1枚につき20円必要です。

◆問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208